

### 3 県の施策等の活用

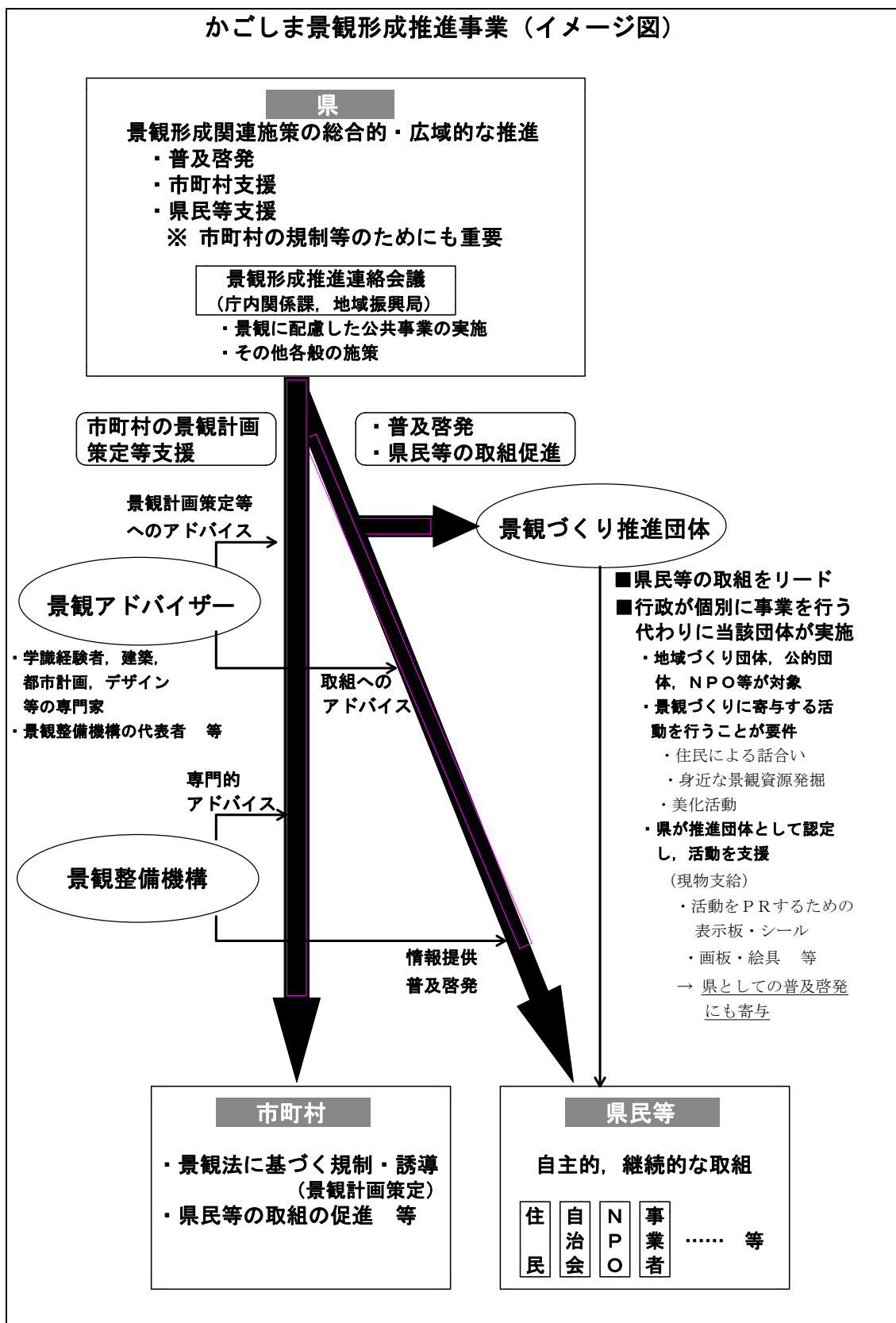
#### (1) かごしま景観形成推進事業

県では、平成 19 年度に制定した「鹿児島県景観条例」に基づき、また、かごしま都市デザイン会議提言を踏まえ、平成 20 年度から、本県の特徴を生かした景観づくりを推進するための事業（かごしま景観形成推進事業）を実施することとしている。

今後、市町村が景観形成に取り組むに当たって、こうした事業を積極的に活用することが望ましい。

#### かごしま景観形成推進事業（概要）

事業の体系	
<p style="text-align: center;"><b>普及啓発（条例第 8 条）</b></p> <p>提言 6 良好な景観形成を図るための （都市デザイン会議） 共通意識の形成</p>	<p>… 景観セミナーの実施 等</p> <p>〔 県民等が景観形成の必要性や、それぞれの役割を認識 〕</p>
<p style="text-align: center;"><b>市町村支援（条例第 6 条）</b></p> <p>提言 7 美しいまちづくりを実現するための仕組みづくり</p>	<p>… 景観アドバイザーの派遣 等</p> <p>〔 本県の景観を世界に誇れるものにしていくため、<u>専門家の知恵を活用</u>（景観計画策定への助言等） 〕</p>
<p style="text-align: center;"><b>県民等支援（条例第 4 条，第 9 条）</b></p> <p>提言 6 良好な景観形成を図るための 共通意識の形成</p> <p style="margin-left: 20px;">① 景観まちづくりの意識形成 ② 景観まちづくり運動の展開</p>	<p>… 地域ぐるみ景観づくり活動支援 等</p> <p>〔 県民等が<u>自発的・持続的・発展的</u>に景観づくりに取り組んでいくための<u>仕掛けづくり</u>（<u>景観づくり推進団体の認定等</u>） 〕</p>



(2) 景観に関わりのある事業

(1)のほか、県の既存の事業の中にも、景観形成に活用できるものがある。状況に応じて、積極的に活用することが望まれる。《※144p参照》